

中国のインターネット金融プラットフォームへの規制強化

中国の金融当局は、巨大なインターネット金融プラットフォームの業務規模・範囲の拡大につれて、様々なリスクが累積することを警戒している。当局は機能別規制を徹底する一方、独占を阻止することでリスク低減を目指している。

インターネット金融プラットフォームへの規制強化

中国ではアントグループ等のインターネット金融プラットフォームがかかわる業務に対する規制が強化されている。具体的には、昨年以降、インターネット貸出、インターネット預金、モバイル決済の分野で規制が強化されている¹⁾。

第一に、インターネット貸出を見ると、近年の「聯合（共同）貸出」の増加がある。聯合貸出は、インターネット少額貸付会社がインターネットプラットフォームで得たビッグデータ等を利用した信用調査を基に貸出先を銀行に紹介し、銀行とともに貸し出す業務である²⁾。貸出審査能力の劣る小銀行等の利用が増える中で、不良債権化した場合の責任の所在が不明なことや、本来、地元でのサービス提供が求められている地方の銀行の営業範囲が大きく拡大してしまうことなども問題となっていた。

このため、銀行保険監督管理委員会（銀保監会）が、「商業銀行インターネット貸出管理暫定弁法」（20年7月）と関連通知（21年2月）を発表し³⁾、その間に「インターネット少額貸付業務の管理暫定弁法」草稿も発表することで（同11月）、銀行側と少額貸付会社側の両方から規制を強化している。

弁法等は聯合貸出に歯止めをかけるために、▽銀行がリスク管理の責任を強め、独立して聯合貸出のリスク管理を行うこと、▽各貸出に占める少額貸付会社側の資金の比率を30%以上にする⁴⁾、▽1社の少額貸付会社との聯合貸出額が銀行のTier1 純資本の25%を超えないこと、▽基本的に登録地区を越えてインターネット貸出業務を展開してはならないこと、等を定めた。

アントグループの収入は、融資関連業務への依存が大きいため（20年前半で4割程度⁵⁾）、これらの弁法等により影響を受ける可能性がある。

第二に、インターネット預金とは、商業銀行がインターネットのプラットフォームで販売する預金商品である。プラットフォーム側は、預金に関する情報や預金の窓口を預金者に提供して手数料収入を得る⁶⁾。一部の地方の中小銀行が全国的に預金を集めたり、高金利により預金を集めたりすることがリスクとして問題視されていた。

また、プラットフォーム側が預金集めの促進運動（キャッシュバック等）に加わっていることについて、ライセンスなしで銀行業務に携わっているとみなす発言が当局から出ていた⁷⁾。

こうした中で、20年12月にはアリペイ等がインターネット預金商品の提供を相次いで停止した。背景には当局の圧力があると見られている。

そして、21年1月に銀保監会は、「商業銀行のインターネットでの個人預金業務の展開の規範化についての事項に関する通知」を発表した。商業銀行は市場での金利決定の自律的メカニズムに関する規定を守り、預金市場の競争秩序を守ることとした。また、自行以外のプラットフォームで預金関連業務（宣伝、情報提供、購入窓口提供等）を展開してはならない、として銀行側からも規制を強化した。

モバイル決済 反独占の動き

第三は、モバイル決済である。人民銀行は21年1月に「非銀行決済機関条例」（草稿）を発表した。

同条例（草稿）は、第一に、金融の機能別規制をさら

NOTE

- 1) インターネット保険の分野でも、監督当局は、インターネット互助プランは、ライセンスなしの経営であり、多くの人々にかかわるリスクは無視できない、としている。実際、20年以降いくつかのプランが停止している（本誌2019年7月号「急拡大するアリペイの新互助プラン」参照）。
- 2) 少額貸付会社は金利収入の一部を紹介料として得る。
- 3) 「商業銀行インターネット貸出業務の更なる規範化に関する通知」。
- 4) これまでは1割程度とも言われる（各種報道より）。
- 5) 39.4%。アントグループ上場目論見書。
- 6) 預金額の0.03%程度と言われる（『財新』2020年12月28日）。
- 7) 人民銀行金融安定局孫天琦局長、20年12月の発言（各種報道による）。
- 8) これらの認定ラインは独占禁止法に準じている。
- 9) 警告線は、以下の通りである。人民銀行は、以下の場合、非銀行決済機関との会談等の措置を採ることを独占法執行機関に相談できる。
1) 1社の非銀行決済機関の非銀行支払サービス市場におけるシェアが3分の1に達する。2) 2社の合計シェアが2分の1に達する。3) 3社の合計シェアが5分の3に達する。
- 10) ECサイトについては、国家市場監督管理総局が21年4月10日、アリババ集団に独占禁止法違反（支配的地位の濫用）で182.28億元の罰金を科した。
- 11) 図表の非銀行決済機関はモバイル決済の2大陣営であるアリペイとウィーチャットペイを含むが、金額ベースでのシェアは1割弱である。なお、図表と弁法（草稿）の電子決済市場とは定義が異なる可能性がある。

に強化する。アリペイ等の非銀行決済機関の決済（支払）業務は、決済用の口座運営業務と決済取引処理業務の二つに分けられる。これにより、従来のプリペイドカード、銀行カード（デビットカードなど）といった形式上の区分では対応しきれない新技術・方式の登場に対応できるようにする。

また、非銀行決済機関が決済業務ライセンスで認められた範囲外の業務に従事することを禁止し、与信活動に従事あるいは形を変えて従事してはならないとした。本業（決済）回帰を促すとともに、貸出等の業務を行うにはそれぞれのライセンスを保有することを徹底する。

加えて、各種の金融ライセンスを保有していたとしても、決済アプリでユーザーを囲い込み、それを基に資産運用、貸出、クレジットカード、保険等の金融サービスを提供するという従来のモデルが、金融当局から閉鎖的でリスク管理等が不透明と批判されている。条例（草案）も、非銀行決済機関が関連会社にユーザーの情報を共有する場合、ユーザーの同意を得なければならないこ

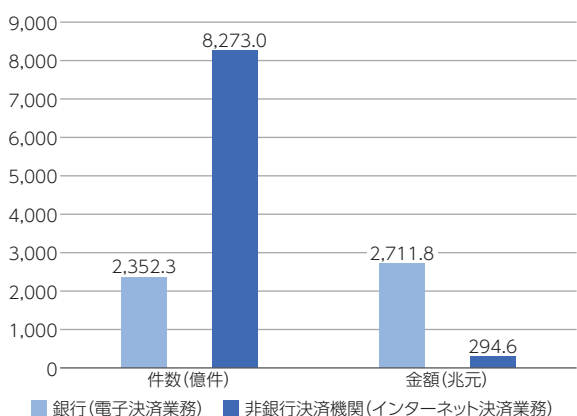
などを定めている。

第二に、条例（草案）は、独占（寡占）の警告・認定ラインを定めた。ここで認定ラインは、1) 全国電子決済サービス市場における1社のシェアが2分の1に達する、2) 2社の合計シェアが3分の2に達する、3) 3社の合計シェアが4分の3に達する場合⁸⁾、人民銀行は独占法の執行機関である国家市場監督管理総局に非銀行決済機関が市場支配的地位にあるか否かの審査を相談・要請できる。そして、市場の健全性に影響がある場合、人民銀行は国家市場監督管理総局に、支配的地位の濫用行為を止めさせる、決済業務の類型に基づき非銀行決済機関を分割する、等の措置を提案できる⁹⁾。

足元でアリペイ等が支配的地位にあると認定されるか否かは、正式な条例や細則待ちである。モバイル決済を見ると、件数は多いが少額取引が多いため、そのシェアを件数で見ると決金額で見ると様相が大きく異なるが（図表¹⁰⁾、条例（草案）には具体的な規定がない。

金融当局は、プラットフォーム会社の金融業務の規模・範囲が拡大するとともに、様々なリスクが累積することや、独占（寡占）の弊害が現れることを警戒している。このため、機能別規制を徹底して、伝統的金融機関にもプラットフォーム会社にも同じ業務には同じ規制をかけ、プラットフォーム会社の規則遵守コストを引き上げると同時に¹¹⁾、独占を阻止することでリスクの低減を目指している。

図表 中国の電子決済市場（2020年）



(注) 弁法（草稿）の電子決済市場とは定義が異なる可能性がある
(出所) 中国人民銀行「2020年支付体系運行総体情況」

Writer's Profile



神宮 健 Takeshi Jingu

金融デジタルビジネスリサーチ部
シニア研究員
専門は中国経済・金融資本市場
focus@nri.co.jp